令和4年3月1日以降の新たな水際措置の要旨、外国人留学生の査証申請に 当たってのお願い及び外国人留学生の新規入国再開に向けた文部科学省にお ける事前相談についての終了についてお知らせするものです。

> 事 務 連 絡 令和4年2月21日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務担当課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 附属学校を置く各国公立大学法人担当課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省総合教育政策局国際教育課

令和4年3月1日以降の新たな水際措置等について(周知)

令和4年2月17日に、岸田内閣総理大臣から3月1日以降の新たな水際措置についての発言がありました。ついては、当該発言で言及された新たな水際措置の要旨、外国人留学生の査証(ビザ)の申請に当たってのお願い及び、令和4年12月20日に電子メールにて周知しました、外国人留学生の新規入国再開に向けた文部科学省における事前相談の終了について、下記のとおり、お知らせします。また、新たな水際措置のイメージは別添のとおりですので、併せて添付します。なお、新たな水際措置の具体的な詳細等につきましては、決まり次第、留意点等とともにお知らせしますので、御了知ください。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部(以下「高等学校等」という。)及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知願います。なお、本事務連絡は高等学校所管課定で送付しておりますので、義務教育諸学校を担当していない場合、必要に応じて義務教育諸学校所管課にも御転送くださいますよう、お願いします。

記

- 1. 令和4年3月1日以降の水際措置の要旨
 - ○入国前検査と入国時検査に加え、3日目検査の陰性を条件に、原則7日間の

待機期間を3日とすること(リスクの高い方々は引き続き施設待機)

- ○ワクチンの3回目追加接種者で感染が落ち着いている非指定国からの入国 者は、待機期間が不要となること
- ○外国人の新規入国については、受入責任者の管理のもと、観光目的以外の新 規入国者に限って認めること
- ○受入企業、団体の申請手続きは一元的にオンラインで完結するよう簡素化されること
- ○1日当たりの入国人数については、3,500 人から 5,000 人と戻すこと
- ○今後、日本人の帰国需要を踏まえながら、段階的に国際的な人の往来を増や すこと
- 2. 外国人留学生の査証 (ビザ) の申請に当たってのお願い

外国人留学生の査証(ビザ)の申請に当たっては、在外公館における円滑な査証の発給のため、外務省の関連ウェブサイト等を御確認の上、手続に遺漏なきようお願いします。特に、必要書類等は用意するまで時間がかかるものもあり、また、留学生本人・高等学校等のそれぞれが用意するものがあることに御留意の上、必要な御準備をお願いします。

(参考) 外務省の関連ウェブサイト

○ビザ申請方法等

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html#section1

○留学ビザで必要となる書類等

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/chouki/visa6.html

3. 外国人留学生の新規入国再開に向けた文部科学省における事前相談の終了新たな水際措置を受け、令和3年12月20日から文部科学省において実施していました外国人留学生の新規入国再開に向けた事前相談については、終了します。今後は水際制度担当省庁へのオンラインでの申請に一元化されることとなりますが、水際対策強化に係る新たな措置(19)の際と比較して申請手続が簡素化される見込みです。事前相談で御準備された情報を活用するなどにより、正確な申請を行ってくださいますようお願いします。

<本件担当連絡先>

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

代表: 03-5253-4111 (内線 3487)

E-mail: kouryu@mext.go.jp

- ・ 令和4年2月末までの水際対策の骨格は、オミクロンの科学的な知見の収集、内外の感染状況の差や国内の状況などを踏まえ、同年3 月から外国人留学生等の新規入国を一定の要件のもと、認めていく方向。
- ・ これまで1日3,500人の上限を5,000人まで受入れ、待機期間も3日の検査陰性をもって待機解除等とするなど、措置(19)の業所 管省庁の管理ではなく、システム申請による一元管理によって、受入責任者の責任のもと、入国を認める。3月1日(火)申請開始。

